

事 務 連 絡
令和2年6月15日

公益社団法人日本バス協会 御中

国土交通省自動車局
旅客課
技術・環境政策課

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の
所有の有無の確認及び早期処理に関する資料差し替えについて（依頼）

日頃より、国土交通行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国5か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB 特別措置法」という。）においては、JESCOの処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として規定していますが、既に、北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等については、平成30年3月31日に処分期間が終了し、計画的処理完了期限である平成31年3月末日までに処理が完了したところであり、他の事業地域においても順次処分期間が到来することとなり、残された時間は限られています。

特に、電気事業法（昭和39年法律第170号）の電気工作物ではないX線発生装置や溶接機等の非自家用電気工作物の中に組み込まれているコンデンサーについては、北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等の処分期間後にも多く発覚したほか、PCB含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっており、これらについても、所有事業者及び保管事業者は、PCB特別措置法により処分期間内に廃棄した上で自ら処理又はJESCOに処分委託することが義務付けられています。

こうした背景の下、「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について（周知）」（令和2年5月14日付事務連絡）において、高濃度PCBを含むコンデンサーが使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理に関する周知をさせていただいたところです。とりわけ、当該周知において溶接機の対象機器判別方法として資料「別添2」をお送りしたところですが、内容に誤記が確認されました。そのため、当該資料を本依頼で送付する資料「別添2 修正版」と差し替えて頂き、溶接機の対象機器判別にご使用頂きますようお願い申し上げます。

<添付資料>

別添2 修正版：高濃度 PCB 含有コンデンサーを使用した溶接機のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期

<問い合わせ先>

○ 本事務連絡に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局 PCB 廃棄物処理推進室

担当：水嶋

TEL：03-6457-9096